

各務原市緑ごみ再資源化事業実施要綱

(平成28年3月8日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、緑ごみ拠点回収及び市民清掃等により回収された緑ごみを破砕処理し、再資源化を行うことにより資源の有効活用及び循環型社会の形成の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑ごみ 樹木のせん定枝、刈り草、落ち葉等をいう。
- (2) 緑ごみ拠点回収 市が定める集積場所から緑ごみを定期的に回収することをいう。
- (3) 市民清掃 各務原市民憲章の精神に鑑み行われる清掃活動をいう。
- (4) 再資源化 緑ごみを破砕し資源として活用できるよう処理することをいう。

(事業の内容)

第3条 緑ごみ再資源化事業は、緑ごみ拠点回収及び市民清掃等により回収された緑ごみを破砕処理し再資源化を行うものとする。

(委託)

第4条 市は、緑ごみ再資源化事業を、次の各号のいずれにも該当する者で、当該事業の運営が確保できると市長が認めるものに委託して行うものとする。この場合において、当該事業に係る費用は、1キログラム当たり9円50銭に消費税及び地方消費税を加算して得た額を上限とする。

- (1) 市内に緑ごみの再資源化を行う施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の許可を受けたものに限る。）を有する者
- (2) 本市の区域内における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可を受けた者（事業範囲に緑ごみが含まれる者に限る。）

(報告書等の提出)

第5条 前条の規定により緑ごみ再資源化事業の委託を受けた者は、月ごとに別に定める報告書及び委託料の請求書を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。